

第 6 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

提案事項（その 3）

別 紙

各種事務事業の取扱い - 環境対策事業	
総括調整方針	環境対策事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
合併処理浄化槽設置整備 事業補助	さいたま市の制度に統一する。
大気監視	さいたま市の制度に統一する。
騒音・振動監視	さいたま市の制度に統一する。
河川調査	さいたま市の制度に統一する。
生活排水調査	さいたま市の制度を適用する。

現 況																									
さいたま市	岩槻市																								
<p>1 合併処理浄化槽設置整備事業補助</p> <p>(1) 公共下水道認可区域外でかつ流域下水道認可区域外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>450千円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>800千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公共下水道認可区域外であって流域下水道認可区域内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>150千円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>266千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 大気監視</p> <p>(1) 環境大気調査</p> <p> 降下ばいじん調査(テホジツゲーシ法)</p> <p> ア 地点数 8地点</p> <p> イ 測定項目 イオン類・金属類</p> <p> ウ 測定回数等 1か月通しサプリング (12か月)</p> <p> 二酸化窒素(ガスパック法)</p> <p> ア 地点数 24地点</p> <p> イ 測定項目 二酸化窒素</p> <p> ウ 測定回数等 1か月通しサプリング (12か月)</p> <p>(2) 自動車排ガス調査</p> <p> ア 地点数 9地点</p> <p> イ 測定項目 粉じん量・金属類 二酸化窒素(ガスパック)</p> <p> ウ 調査回数等 1回/年</p> <p>3 騒音・振動監視</p> <p>(1) 道路交通騒音・振動調査</p> <p> ア 地点数 主要15路線・15地点 1週間測定</p> <p>(2) 鉄道騒音・振動調査</p> <p> ア 地点数 4地点〔新幹線〕 2地点〔武蔵野線〕</p> <p>(3) 苦情に係る騒音・振動調査</p> <p> 苦情受付ごとに測定調査</p>	区 分	補助額	5人槽	300千円	7人槽	450千円	10人槽	800千円	区 分	補助額	5人槽	100千円	7人槽	150千円	10人槽	266千円	<p>1 合併処理浄化槽設置整備事業補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354千円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411千円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519千円</td> </tr> </tbody> </table> <p> 国庫補助：3分の1</p> <p> 県補助：1基当たり80千円</p> <p>2 大気監視</p> <p>(1) 簡易測定(フィルター法)</p> <p> ア 地点数 10地点</p> <p> イ 測定回数等 毎月実施 年12回</p> <p>(2) 光化学スモッグ対策</p> <p> 公共施設等に看板の設置を依頼 (33施設)</p> <p> 5月～9月まで休日当番体制</p> <p>3 騒音・振動監視</p> <p>(1) 自動車騒音・道路交通振動・交通量調査</p> <p> ア 地点数 市内2道路・2地点 年1回実施</p> <p>(2) 環境騒音調査</p> <p> 実施していない。</p>	区 分	補助額	5人槽	354千円	6～7人槽	411千円	8～10人槽	519千円
区 分	補助額																								
5人槽	300千円																								
7人槽	450千円																								
10人槽	800千円																								
区 分	補助額																								
5人槽	100千円																								
7人槽	150千円																								
10人槽	266千円																								
区 分	補助額																								
5人槽	354千円																								
6～7人槽	411千円																								
8～10人槽	519千円																								

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>4 河川調査 県が定めた「公共用水域及の水質測定計画」の地点及び本市で独自に設定した補足地点における主要河川の水質汚濁状況の調査 ア 地点数 9河川19地点 (月1回)</p> <p>5 生活排水調査 生活排水対策を推進するため生活排水等による水質汚濁状況の調査 ア 地点数 10河川11地点 (隔月)</p>	<p>4 河川調査 県が定めた「公共用水域及の水質測定計画」の地点及び本市で独自に設定した補足地点における主要河川の水質汚濁状況の調査 ア 地点数 2河川10地点 (月1回)</p> <p>5 生活排水調査 実施していない。</p>

別 紙

各種事務事業の取扱い - 交通対策事業	
総括調整方針	交通対策事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
交通安全教室	さいたま市の制度に統一する。
交通指導員制度	さいたま市の制度に統一する。
放置自転車対策	さいたま市の制度に統一する。
自転車駐車場管理業務	現行のとおりとする。

資料

現況																																	
さいたま市	岩槻市																																
<p>1 交通安全教室</p> <p>(1) 内容 市の交通教育指導員と警察署とが協力し、小・中学校、幼稚園・保育園、自治会、老人会等において交通安全教室を実施</p> <p>(2) 平成 14 年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>幼稚園、保育園</td> <td>20 回</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>74 回</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>自治会</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>老人会等</td> <td>18 回</td> </tr> </table> <p>2 交通指導員制度</p> <p>(1) 内容 ア 児童・生徒の登校時の安全の確保と交通指導 イ 各種交通安全啓発活動 ウ 行事・催し等の交通整理</p> <p>(2) 指導員数（平成 15 年 4 月 1 日現在） 157 人（市長委嘱）</p> <p>3 放置自転車対策事業</p> <p>(1) 内容 駅周辺 33 か所の自転車放置禁止区域において、放置自転車の巡回、警告、撤去を業者委託で実施</p> <p>(2) 保管 2 か月間</p> <p>(3) 撤去手数料 1,000 円</p> <p>(4) 撤去等処理状況（平成 14 年度実績） 単位：台</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去</th> <th>返還</th> <th>再生整備</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46,400</td> <td>23,772</td> <td>1,884</td> <td>21,373</td> </tr> </tbody> </table>	幼稚園、保育園	20 回	小学校	74 回	中学校	1 回	自治会	2 回	老人会等	18 回	撤去	返還	再生整備	処分	46,400	23,772	1,884	21,373	<p>1 交通安全教室</p> <p>(1) 内容 幼児、児童、生徒等を対象に警察と共同して交通安全教室を実施</p> <p>(2) 平成 14 年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>幼児</td> <td>6 回</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>20 回</td> </tr> <tr> <td>保護者</td> <td>11 回</td> </tr> </table> <p>2 交通指導員制度</p> <p>(1) 内容 ア 児童・生徒の登下校時の安全の確保と交通安全指導 イ 各種研修会の開催 ウ 行事・催し等の交通整理</p> <p>(2) 指導員数（平成 15 年 4 月 1 日現在） 34 人（市長委嘱）</p> <p>3 放置自転車対策事業</p> <p>(1) 内容 2 駅の自転車放置禁止区域において、放置自転車の巡回、警告、撤去を業者委託で実施</p> <p>(2) 保管 3 か月間</p> <p>(3) 撤去手数料 無料</p> <p>(4) 撤去等処理状況（平成 14 年度実績） 単位：台</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去</th> <th>返還</th> <th>再生整備</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000</td> <td>161</td> <td>0</td> <td>1,232</td> </tr> </tbody> </table> <p>再生整備は行っていない。</p>	幼児	6 回	小学生	20 回	保護者	11 回	撤去	返還	再生整備	処分	2,000	161	0	1,232
幼稚園、保育園	20 回																																
小学校	74 回																																
中学校	1 回																																
自治会	2 回																																
老人会等	18 回																																
撤去	返還	再生整備	処分																														
46,400	23,772	1,884	21,373																														
幼児	6 回																																
小学生	20 回																																
保護者	11 回																																
撤去	返還	再生整備	処分																														
2,000	161	0	1,232																														

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>4 自転車駐車場管理業務</p> <p>(1) 内容 市営自転車駐車場の維持管理</p> <p>(2) 駐車場数 25か所</p> <p>(3) 委託先 (財)都市整備公団・シルバー人材センター・自転車駐車場整備センター</p>	<p>4 自転車駐車場管理業務</p> <p>(1) 内容 市営自転車駐車場の維持管理</p> <p>(2) 駐車場数 6か所</p> <p>(3) 委託先 シルバー人材センター</p>

別 紙

各種事務事業の取扱い - 農業振興事業	
総括調整方針	農業振興事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
生産指導事業	さいたま市の制度に統一する。
農業祭	さいたま市の制度を適用する。
農業団体育成事業	さいたま市の制度に統一する。
農業後継者対策	さいたま市の制度に統一する。
市民農園運営事業	さいたま市の制度を適用する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 生産指導事業 農家等に対する経済的、技術的援助を実施し、生産・経営の安定を図るため各種の事業を行う。</p> <p>(1) 各地域生産団体育成指導 (2) 直売農業育成 (3) 援農関係事業の推進 (4) 農薬の安全使用指導 (5) 観光農業の推進 (6) 新技術の普及及び導入 (7) 各種研修会、講演会の開催 (8) 植木、花卉、野菜、果樹等の生産振興</p> <p>2 農業祭 (1)開催日 1 1月第3金曜～日曜 (2)会場 見沼グリーンセンター (3)内容 農産物即売会、展示会、農産物共進会等 (4)主催 さいたま市農業祭実行委員会(さいたま市、さいたま農業協同組合) (5)後援 市内農業団体 (6)協賛 各種農業関係機関 (7)来場者 約225,000人(平成15年度)</p> <p>3 農業団体育成事業 農業者団体会員相互の連携を密にし、農家の資質の向上を図り、先導的都市農業の発展を図るため各農業団体に対し各種の支援を行う。</p> <p>4 農業後継者対策 (1)事業内容 ア 農業後継者団体の育成 イ 児童体験農園事業の実施 ウ 学校農園事業への支援 エ 農業青年県外研修生派遣事業 オ 新規就農の推進 カ 農業後継者自立経営育成事業</p>	<p>1 生産指導事業 園芸農家・園芸団体へ様々な支援を行うことにより、園芸農業の安定・発展を図るため各種の事業を行う。</p> <p>(1) 園芸施設設置補助事業補助金交付 (2) 生産団体育成指導 (3) 農薬の安全使用指導 (4) 新技術の普及及び導入 (5) 園芸情報の提供 (6) 植木、花卉、野菜、果樹等の生産振興</p> <p>2 農業祭 実施していない。 類似事業：産業祭 (1)開催日 1 1月第3土曜～日曜 (2)会場 槻の森スポーツセンター (3)内容 農商工業物の即売会、展示会、さわやかレディひなの里コンテスト、共進会等 (4)主催 岩槻市産業祭実行委員会(南彩農業協同組合、岩槻商工会議所)</p> <p>3 農業団体育成事業 農業の振興と組合員の経営安定を目的に、組織の育成強化・生産性の向上等を行うため補助を行うとともに、農産物の振興を図るため、共進会等への後援、市長賞の賞状を交付する。</p> <p>4 農業後継者対策 (1)事業内容 ア 農業後継者団体の育成 イ 学童体験農園事業の実施 ウ 農業青年海外派遣助成事業 エ 後継者結婚相談事業 オ 就農促進アドバイス活動</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(2)関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ア さいたま市農業後継者対策協議会 イ さいたま市農業青年協議会 ウ さいたま市与野農業後継者連絡協議会 <p>5 市民農園運営事業</p> <p>農業のふれあいの場、自然学習の場、また、生きがいと健康づくりの場として楽しめる新しいスタイルの市民農園を目指します。</p> <p>(1) レクリエーション農園事業 40 か所、1,396 区画貸付け（平成14年度）</p> <p>(2) 関係団体 レクリエーション農園推進協議会</p>	<p>(2)関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 岩槻市農業後継者対策協議会 イ 岩槻市農業青年会議所 ウ 岩槻市4Hクラブ <p>5 市民農園運営事業</p> <p>実施していない。</p>

別 紙

各種事務事業の取扱い - 商工・観光事業	
総括調整方針	<p>(1) 商工業振興事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。</p> <p>(2) 観光事業は、原則としてさいたま市の制度に統一するものとする。 なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続するものとする。</p>

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
商店街環境整備事業	さいたま市の制度に統一する。
創業者支援推進事業	さいたま市の制度を適用する。
商工見本市開催事業	さいたま市の制度を適用する。
花火大会	さいたま市の制度に統一する。
市民まつり	人形のまち岩槻まつりは、現行のとおりとする。

資 料

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 商店街環境整備事業 (1)目的：商店街の賑わい等を創出するための施設整備をする商店街に対して補助を行い、商店街の振興を図る。 (2)補助対象事業： 賑わい創出施設、ユニバーサルデザイン施設、コミュニティ施設、CI・イメージアップ施設等</p> <p>2 創業者支援推進事業 (1)目的：様々な分野での創業者を支援し、新規事業の活性化を図るため、起業家の事務所家賃補助を行う。 (2)補助額：家賃の2分の1以内で、1か月25,000円を限度（補助対象期間の限度あり）</p> <p>3 商工見本市開催事業 (1)目的：市内外の商工業を広くPRするとともに、受発注の拡大、新規市場の開拓を図る。 (2)開催日：11月上旬の金、土、日曜日 (3)会場：さいたまスーパーアリーナ (4)内容：商工業事業者出展ブース、商談コーナー、ものづくり体験コーナー等 (5)来場者：45,000人（平成15年度）</p> <p>4 さいたま市花火大会 (1)開催日：8月第2日曜日 (2)会場：荒川総合運動公園（平成15年度） (3)主催：（社）さいたま観光コンベンションビューロー</p> <p>5 市民まつり (1)さいたま市民まつり(10月第2日曜日) (2)浦和まつり(7月下旬) (3)与野夏まつり(7月下旬) (4)大宮夏まつり(7月下旬～8月上旬) (5)区民まつり(9区)</p>	<p>1 商店街環境整備事業 (1)目的：商店街団体が実施する街路灯、アーケード等の設置に対し、補助を行い、商店街の環境整備促進及び振興を図る。 (2)補助対象事業： 街路灯、アーチ、モニュメント、案内板、駐車場等</p> <p>2 創業者支援推進事業 実施していない</p> <p>3 商工見本市開催事業 実施していない 類似事業：産業祭</p> <p>4 人形のまち岩槻まつり花火大会 (1)開催日：7月下旬の土曜日 (2)会場：槻の森スポーツセンター (3)主催：岩槻まつり実行委員会 人形のまち岩槻まつりの前夜祭として実施</p> <p>5 人形のまち岩槻まつり (1)開催日：7月下旬の日曜日 (2)会場：市内（岩槻駅周辺を中心） (3)主催：岩槻まつり実行委員会 (4)内容：世界一ジャンボ雛段、人形仮装パレード、市民によるイベント等 (5)来場者：135,000人（平成15年度）</p>

別 紙

各種事務事業の取扱い - 勤労者・消費者関連事業	
総括調整方針	勤労者及び消費者関連事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
勤労者定期健康診断	さいたま市の制度に統一する。
(財)勤労者福祉サービスセンター事業	さいたま市の制度を適用する。
働く女性の家施設の提供	さいたま市の制度を適用する。

資料

現況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 勤労者定期健康診断</p> <p>(1) 内容 勤労者福祉事業の一環として、市内の商店や会社で働いている16歳以上の勤労者を対象に実施</p> <p>(2) 実施方法 埼玉県健康づくり事業団に依頼</p> <p>(3) 受診実績(平成14年度) 300人</p> <p>2 (財)勤労者福祉サービスセンター事業</p> <p>(1) 目的 市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生事業の向上とともに、中小企業の振興を図る。</p> <p>(2) 事業内容 ア 共済給付事業 イ 生活資金融資斡旋 ウ 健康維持増進 エ 余暇活動の援助 オ その他(買物割引券)</p> <p>(3) 会費等 入会金 1人につき500円 会費 月額1人につき500円</p> <p>(4) 会員数(平成15年1月31日現在) 879事業所 3,695人</p> <p>3 働く女性の家施設の提供</p> <p>(1) 内容 働く女性の福祉の増進と地位の向上のため、各種講座の開催やレクリエーションの場として利用する。</p> <p>(2) 施設 勤労女性ホームと勤労女性センターの2か所(さいたま市公立施設管理公社に管理委託)</p> <p>(3) 利用実績(平成14年度) ア 勤労女性ホーム 講座数 42講座(延べ2,993人) 自主グループ活動 68グループ (延べ14,464人)</p>	<p>1 勤労者定期健康診断</p> <p>(1) 内容 勤労者の福祉向上に寄与するため、従業員の定期健康診断を継続して行っている事業所に対し、受診料の一部を補助する。</p> <p>(2) 実施方法 岩槻商工会議所とタイアップして実施</p> <p>(3) 受診実績(平成14年度) 34事業所</p> <p>2 (財)勤労者福祉サービスセンター事業 同財団なし</p> <p>3 働く女性の家施設の提供 同施設なし</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
イ 勤労女性センター 講座数 31 講座 (延べ 6,668 人) 自主グループ活動 57 グループ (延べ 13,673 人)	

別 紙

各種事務事業の取扱い - 都市計画事業	
総括調整方針	都市計画事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
都市計画マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。
緑の基本計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
グリーンパラソル推進事業	さいたま市の制度を適用する。
オープン型民間緑地保全事業	さいたま市の制度を適用する。
総合都市交通体系マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 都市計画マスタープラン (1) 目的 市の基本構想及び整備・開発・保全に即して、都市計画に関する基本的な方針を定める。 (2) 策定年次 旧3市では平成11年に定めていたが、平成15年度から政令指定都市にふさわしいまちづくりの基本方針策定作業に着手</p> <p>2 緑の基本計画 (1) 目的 都市緑地保全法等の法令に従い、都市構造等を勘案した都市の緑とオープンスペースの整備・保全及び緑化の総合的な計画を策定する。 (2) 策定年次 平成14年度 緑の現況調査 平成15年度・平成16年度 計画策定</p> <p>3 グリーンパラソル推進事業 (1) 目的 市全域に歩いていける身近な公園を適正に配置する。 (2) 内容 市民の憩いの場や子ども達の安全な遊び場となる街区公園を重点に整備する。</p> <p>4 オープン型民間緑地保全事業 (1) 目的 市民の快適な生活環境を確保するため、市内に残る貴重な緑地の保全を図る。 (2) 内容 候補地の選定、所有者の同意を得て実施。固定資産税、都市計画税の減免 (3) 指定要件 ・指定面積 自然緑地 1,000 m²以上 ・指定期間 5年間 ・指定条件 公道に接していること。</p>	<p>1 都市計画マスタープラン (1) 目的 都市づくりのビジョンを総合的かつ体系的に示す指針として、また各市域のまちづくりの方向を示す都市計画の指針として策定する。 (2) 策定年次 平成11年度～平成13年度 目標年次は2021年</p> <p>2 緑の基本計画 (1) 目的 緑豊かな自然環境と高度な都市開発の整合をとりながら将来都市像である「豊かな自然と文化を育むふれあいのまち」を目指した計画を策定する。 (2) 策定年次 平成7年度 目標年次は平成27年度</p> <p>3 グリーンパラソル推進事業 実施していない。</p> <p>4 オープン型民間緑地保全事業 実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(4) 指定箇所 (平成 14 年 3 月 31 日現在) ・自然緑地 26 か所</p> <p>5 総合都市交通体系マスタープラン (1) 目的 将来都市構造と交通需要を展望し、将来道路網及び将来公共交通網のあり方、具体的な配置方針また整備優先計画のあり方を検討し、総合的な都市交通体系マスタープランを策定する。 (2) 策定年次 平成 14 年度・平成 15 年度</p>	<p>5 総合都市交通体系マスタープラン (1) 目的 豊かな環境・歴史・文化等の資産を継承しつつ、新たな公共交通の拠点性・利便性を生かした「交通まちづくり」に向け、総合的に都市交通政策を展開するマスタープランを策定する。 (2) 策定年次 平成 14 年度・平成 15 年度</p>

別 紙

各種事務事業の取扱い - 道路事業	
総括調整方針	道路事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
道路整備事業	さいたま市の制度に統一する。
私道舗装等整備助成制度	さいたま市の制度を適用する。
公共施設案内標識管理業務	さいたま市の制度に統一する。
道路応急修繕業務	さいたま市の制度に統一する。

資 料

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 道路整備事業</p> <p>(1) 目的 道路を寄付により、拡幅整備する。</p> <p>(2) 制度内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備幅員 4.0m以上 ・側溝敷設、舗装整備 <p>(3) 補償基準 「さいたま市暮らしの道路整備に関する要綱」の基準により補償</p> <p>2 私道舗装等整備助成事業</p> <p>(1) 目的 私道の舗装整備を行う者に費用の一部を助成し、交通安全の確保と生活環境の向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 助成要件（以下の全ての要件に要該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員 1.8m以上 ・排水施設を整備する場合は、流末排水に支障がないもの ・公道から公道に通じており不特定多数の人が利用しうるもの又は5戸以上の家屋が建ち並び不特定多数の人が利用しうるもの ・他 3項目の要件 <p>(3) 平成 14 年度実績 32 件 81,945 千円</p> <p>3 公共施設案内標識管理業務 管理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者所管で維持管理する。 ・占用については、道水路管理者と協議する。 <p>4 道路応急修繕業務</p> <p>(1) 目的 交通事故を未然に防止するため、破損の激しい道路の緊急補修を行い、交通の円滑化を図る。</p> <p>(2) 事務内容 パトロール及び苦情等により発生した現場の調査から緊急補修までの事務</p>	<p>1 道路整備事業</p> <p>(1) 目的 既設道路の修繕及び舗装・側溝新設・改築等生活道路の整備を行う。</p> <p>(2) 制度内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備幅員 6.0m以上 ・側溝敷設、舗装整備 <p>(3) 補償基準 設定なし</p> <p>2 私道舗装等整備助成事業 実施していない。</p> <p>3 公共施設案内標識管理業務 管理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイン計画実施規則及び公共施設案内標識設置要綱に基づき、担当課から引き継ぎ交通防災課にて一括維持管理する。 <p>4 道路応急修繕業務</p> <p>(1) 目的 交通事故を未然に防止するため、破損の激しい道路の緊急補修を行い、交通の円滑化と市民の安全確保を図る。</p> <p>(2) 事務内容 パトロール及び苦情等により発生した現場の調査から緊急補修までの事務</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(3) 補修体制 市内を 8 地区に分けて単価契約を結んで、補修にあたる。(各区役所でも単価契約を結んでいる。)</p>	<p>(3) 補修体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷砂利、側溝蓋架等の業務委託 ・道路舗装の穴埋め等直営業務

別 紙

各種事務事業の取扱い - 河川事業	
総括調整方針	河川事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
水害対策	さいたま市の制度に統一する。
排水路整備事業	さいたま市の制度に統一する。
水辺環境整備事業	さいたま市の制度を適用する。
植樹管理事業	さいたま市の制度を適用する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 水害対策 (1) 建設事務所において、対策班を設置し、水害状況の把握と現場対応を行う。 (2) 土木業者と洪水対策業務委託を締結し、水害現場の対応にあたる。 (3) 排水機場を運転する場合は、職員が機場に常駐する。 (4) 防災対策本部設置に伴う配備を行う。</p> <p>2 排水路整備事業 目的：河川改修を図ることにより市民を水害から守り、安全で快適な生活基盤を築く。 対象河川：準用河川、普通河川、排水路、流末排水管</p> <p>3 水辺環境整備事業 目的：湧水の保全や水辺公園の整備を通じて、市民に潤いと安らぎの場を提供する。 内容：市街地の潤い空間として創造できる河川及び水路につき積極的に整備を図る。 ・平成 14 年度実績 見沼分水路環境整備事業</p> <p>4 植樹管理事業 内容：業務管理委託を締結し、河川区域の樹木等の剪定及び害虫駆除を行う。 ・平成 14 年度実績 鴻沼川植樹管理事業</p>	<p>1 水害対策 (1) 防災対策本部設置に伴う配備を行う。</p> <p>2 排水路整備事業 目的：河川改修を図ることにより市民を水害から守り、安全で快適な生活基盤を築く。 対象河川：準用河川、普通河川、排水路、流末排水管</p> <p>3 水辺環境整備事業 実施していない。</p> <p>4 植樹管理事業 実施していない。</p>

別 紙

各種事務事業の取扱い - 住宅事業	
総括調整方針	住宅事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
市営住宅の入居	さいたま市の制度に統一する。
住宅マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。
公営住宅ストック総合活用計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。

現況																																											
さいたま市	岩槻市																																										
<p>1 市営住宅の入居</p> <p>(1) 募集方法 「市報さいたま」及び「さいたま市ホームページ」に掲載～告示～募集案内の配布</p> <p>(2) 募集手続 郵送受付(1か月)～公開抽選～資格審査～実態調査(一部)～入居者選考委員会</p> <p>(3) 入居に関する事務は埼玉県住宅供給公社に管理委託</p> <p>(4) 入居資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住か在勤 ・納税義務を果たしている人 ・同居しているか又は同居しようとする親族(婚約者を含む。)があること。 ・住宅に困窮していることが明らかなこと。 ・世帯の収入が基準以内であること。 <p>市営住宅の状況 (平成15年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>戸数</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>領家大東団地</td> <td>91</td> <td>鉄筋3・4階建</td> </tr> <tr> <td>辻水深団地</td> <td>342</td> <td>鉄筋4・5階建</td> </tr> <tr> <td>馬宮住宅</td> <td>216</td> <td>鉄筋4・5階建</td> </tr> <tr> <td>奈良住宅</td> <td>100</td> <td>鉄筋3～5階建</td> </tr> <tr> <td>他29 住宅・団地</td> <td>1,386</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,135</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 家賃設定方法 公営住宅法施行令第2条に基づき算定される。(市町村立地係数 1.05)</p> <p>2 住宅政策推進計画 目的:住宅マスタープランを基幹政策とした地域活性化に資する住宅及び住環境の施策の確立を図る。</p>	名称	戸数	規格	領家大東団地	91	鉄筋3・4階建	辻水深団地	342	鉄筋4・5階建	馬宮住宅	216	鉄筋4・5階建	奈良住宅	100	鉄筋3～5階建	他29 住宅・団地	1,386		計	2,135		<p>1 市営住宅の入居</p> <p>(1) 募集方法 住宅別空家待ち登録制による公募 「広報いわつき」に掲載～募集案内の配布</p> <p>(2) 募集手続 受付～書類審査～登録順位の通知</p> <p>(3) 入居資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・同居しているか又は同居しようとする親族(婚約者を含む。)があること。 ・住宅に困窮していることが明らかなこと。 ・世帯全員の総収入が基準の範囲内であること。 <p>市営住宅の状況 (平成15年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>戸数</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諏訪山住宅</td> <td>15</td> <td>木造平家建</td> </tr> <tr> <td>黒谷住宅</td> <td>30</td> <td>簡易耐火2階建他</td> </tr> <tr> <td>浮谷住宅</td> <td>70</td> <td>中層耐火5階建他</td> </tr> <tr> <td>美幸町住宅</td> <td>24</td> <td>中層耐火4階建</td> </tr> <tr> <td>他12 住宅</td> <td>134</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>273</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 家賃設定方法 公営住宅法施行令第2条に基づき算定される。(市町村立地係数 0.90)</p> <p>2 住宅政策推進計画 目的:住宅政策の基本的な方向について総合的に示し、都市計画、高齢者・障害者福祉、地域活性化、教育・文化の振興など住宅を中心とした市民生活に関する諸政策を有機的に結びつけ、良好な地域社会の形成を総合的に推進する。</p>	名称	戸数	規格	諏訪山住宅	15	木造平家建	黒谷住宅	30	簡易耐火2階建他	浮谷住宅	70	中層耐火5階建他	美幸町住宅	24	中層耐火4階建	他12 住宅	134		計	273	
名称	戸数	規格																																									
領家大東団地	91	鉄筋3・4階建																																									
辻水深団地	342	鉄筋4・5階建																																									
馬宮住宅	216	鉄筋4・5階建																																									
奈良住宅	100	鉄筋3～5階建																																									
他29 住宅・団地	1,386																																										
計	2,135																																										
名称	戸数	規格																																									
諏訪山住宅	15	木造平家建																																									
黒谷住宅	30	簡易耐火2階建他																																									
浮谷住宅	70	中層耐火5階建他																																									
美幸町住宅	24	中層耐火4階建																																									
他12 住宅	134																																										
計	273																																										

現 況	
さいたま市	岩槻市
(1) 住宅マスタープラン (策定年次：平成 15 年度) (2) 公営住宅ストック総合活用計画 (策定年次：平成 14 年度)	(1) 住宅マスタープラン (策定年次：平成 9 年度) (2) 市営住宅ストック総合活用計画 (策定年次：平成 13 年度)

別 紙

各種事務事業の取扱い - 学校教育事業	
総括調整方針	学校教育事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
就学援助事業	さいたま市の制度に統一する。
育英資金の貸付事業	さいたま市の制度に統一する。
小・中学校給食事業	さいたま市の制度に統一する。
養護学校	さいたま市の制度を適用する。
教員・高校生等海外派遣事業	さいたま市の制度を適用する。
教育相談事業	さいたま市の制度に統一する。
交通遺児等奨学金給付事業	さいたま市の制度を適用する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 就学援助事業</p> <p>(1) 目的 就学困難な児童及び生徒に係る就学の援助を行う。</p> <p>(2) 対象者 市内に住所を有し、市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>(3) 認定基準 文科省基準、生活保護基準(所得)の1.5倍未満、学校長所見</p> <p>(4) 支給内容 学用品費等、新入学用品等の補助</p> <p>2 育英資金の貸付事業</p> <p>(1) 目的 進学 of 意欲を有する方で経済的な理由により修学困難な方のために、入学準備金又は奨学金を貸し付ける。</p> <p>(2) 対象学校 高等学校、高等専門学校、専修学校、大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学準備金 高校等 200,000 円以内 大学等 400,000 円以内 ・奨学金 高校等 15,000 円(月額) 大学等 25,000 円(月額) <p>3 小・中学校給食事業</p> <p>単独調理場方式に整備している。 (平成18年度までに全ての小・中学校を整備する予定)</p> <p>4 養護学校</p> <p>(1) 目的 心身障害総合センター「ひまわり学園」の中に設置されている、肢体に不自由のある児童生徒のための学校で、一人一人の障害に応じ、社会参加と自立を支援する。</p>	<p>1 就学援助事業</p> <p>(1) 目的 就学困難な児童及び生徒に係る就学の援助を行う。</p> <p>(2) 対象者 市内に住所を有し、市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>(3) 認定基準 文科省基準、特殊教育就学奨励費保護基準の1.5倍(所得比較) 学校長所見、民生委員意見</p> <p>(4) 支給内容 学用品費等、新入学用品等の補助</p> <p>2 育英資金の貸付事業</p> <p>(1) 目的 高校及び大学等に進学 of 意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難な方に入学に要する費用の一部を貸し付ける。</p> <p>(2) 対象学校 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学時準備金 〔国・公立〕高校 300,000 円・専修(高等課程)300,000 円・専修(専門課程)500,000 円 大学 500,000 円 〔私立〕高校 500,000 円・専修(高等課程)500,000 円・専修(専門課程)500,000 円 大学 500,000 円 <p>3 小・中学校給食事業</p> <p>学校給食センターで調理し、各校へ配送している。</p> <p>4 養護学校</p> <p>養護学校なし</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>5 教員・高校生等海外派遣事業</p> <p>(1) 目的 市内在住の高校2年生を対象に語学研修、異文化理解等を中心に研修を行う。 ・派遣生徒：第2学年生 10人 （公募後、選考委員会にて選考） ・引率者：1人 ・派遣期間：夏期休業中の15日間 ・自己負担：150,000円</p> <p>6 教育相談事業</p> <p>(1) 一般教育相談 不登校、いじめ、集団不適應等教育上の問題について電話・面接・訪問による教育相談を行う。</p> <p>(2) 障害児教育相談 知的障害・情緒障害等のある幼児・児童生徒への教育相談を行う。</p> <p>(3) 障害のある児童のグループ相談 通常学級で学ぶ知的障害、情緒障害、学習障害等のある児童を対象に小グループでの相談を行う。</p> <p>(4) 就学相談 幼児・児童生徒の就学に関わる相談を行う。</p> <p>(5) 専門医による教育相談 小児科・精神科の専門医による教育相談を月2回行う。</p> <p>(6) 院内学習室 市立病院に入院中の児童生徒対象に、院内学習室で退院後の学校・日常生活への復帰を支援している。</p> <p>(7) 適応指導教室 登校できない児童生徒を教育研究所において学校へ復帰できるよう指導、支援する。</p> <p>7 交通遺児等奨学金給付事業</p> <p>(1) 目的 交通事故により両親若しくは両親の一方が死亡し、又は心身に著しい障害があった場合、その遺児に対し奨学金を支給し、遺児の健全な育成を助長する。</p>	<p>5 教員・高校生等海外派遣事業 実施していない。</p> <p>6 教育相談事業</p> <p>(1) 教育相談所にて、相談活動及び適応指導活動を3人の専門員が行う。</p> <p>(2) 市内中学校に、さわやか相談員6人、フレンドリースタッフ2人、こどものこころ相談員（旧称ボランティア相談員）8人を配置している。</p> <p>7 交通遺児等奨学金給付事業 実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
(2) 対象者 市内に住所を有し、小中学校に通う遺児 等の保護者 (3) 奨学金の額 月額 2,000 円	

別 紙

各種事務事業の取扱い - 社会教育事業	
総括調整方針	社会教育事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
人権講座	さいたま市の制度に統一する。
学校開放講座・大学公開講座	さいたま市の制度を適用する。
指定文化財	さいたま市の制度に統一する。 なお、岩槻市指定の文化財は、さいたま市において継承する。
市民大学	さいたま市の制度に統一する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 人権講座 内容：市内 51 公民館を会場に、地域住民の人権意識の高揚を図るために、同和問題をはじめ人権問題に関する講座等を公民館の企画・運営で開催する。</p> <p>2 学校開放講座・大学公開講座 目的：学校の教育機能を教育に支障のない範囲で開放し、学習機会を提供するとともに、開かれた学校づくりを推進する。また、大学等の持つ高度な学習資源を市民に公開するため、大学公開講座を開催する。 学校開放講座：市立高校（4 校）、市立中学校（48 校）のうち、希望校で開設 大学公開講座：市内大学・短期大学（6 校）で開設</p> <p>3 指定文化財 内容：件数 454 件 国指定 8 件、県指定 54 件、市指定 392 件 （国登録有形文化財 3 件） 指定方法：教育委員会の諮問に応じ、さいたま市文化財保護審議会で調査、審議し、答申を受け行う。</p> <p>4 市民大学 (1)目的 市民の高度で専門的な学習要求にこたえるための講座を開設する。 (2)応募資格 18 歳以上の市内在住・在勤・在学者 (3)応募方法 コースごとに往復はがきで申込み (4)コース・定員 ・教養コース(全 20) 90 人 ・専門コース(全 20 回) 60 人 ・文学コース A(全 10 回) 96 人 ・文学コース B 人(全 10 回) 60 人</p>	<p>1 人権講座 内容：中央公民館（年 1 回）南部・北部公民館（隔年 1 回）利用者を対象に人権問題に関する講座を開催する。</p> <p>2 学校開放講座・大学公開講座 実施していない。</p> <p>3 指定文化財 内容：件数 43 件 国指定 2 件、県指定 11 件、市指定 30 件 指定方法：教育委員会の諮問に応じ、岩槻市文化財調査委員会で調査、審議し、答申を受け行う。</p> <p>4 市民大学 (1)目的 市民のより専門的な学習要求にこたえるため開催している。 (2)応募資格 市内在住の 20 歳以上の方 (3)定員 50 人 (4)開催期日 9 月～11 月（5～6 回） 土曜日 14：00～16：00 (5)会場 生涯学習センター</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史コース(全 10 回) 40 人 ・宇宙コース(全 10 回) 40 人 (5)受講料 <ul style="list-style-type: none"> ・教養コース、専門コース 5,000 円 ・その他コース 2,000 円 (6)関連組織 <ul style="list-style-type: none"> ・市民大学運営委員会 委員 15 人 ・市民大学カリキュラム委員会 委員 15 人 	(6)講座内容(平成 14 年度実績) <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併、生涯学習、ペイオフ、子育て等

別 紙

各種事務事業の取扱い－議会	
総括調整方針	議会は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
市議会報	さいたま市の制度に統一する。
市議会テレビ広報	さいたま市の制度を適用する。

資 料

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 市議会報 名称：市議会だより さいたま 発行：年4回（改選期年は、年5回） 発行部数：368,000部×4回（5回） 配布先：全世帯、交換市、公共施設等 配布方法：配布業者による宅配</p> <p>2 市議会テレビ広報 目的：定例市議会及び常任委員会の様子や 審議結果等をテレビ放映し、広く市 民へお知らせする。 名称：ようこそ さいたま市議会へ 放映：年2回 放映時間：各30分 放送局：テレビ埼玉</p>	<p>1 市議会報 名称：いわつき市議会だより 発行：年4回（改選期年は、年5回） 発行部数：38,300部×4回（5回） 配布先：全世帯、公共施設等 配布方法：市広報紙（自治会に委託）に折 込み</p> <p>2 市議会テレビ広報 実施していない。</p>

別 紙

各種事務事業の取扱い - 選挙	
総括調整方針	選挙は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
選挙公報	さいたま市の制度に統一する。
入場整理券	さいたま市の制度に統一する。
選挙の投票及び開票速報	さいたま市の制度に統一する。

資 料

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 選挙公報 作成部数：450,000部(予備、保管分含む。) 配布日：投票日の2日前の金曜日までに配布 配布方法：重複配布・選挙区誤配布・新聞未購読の対策として宅配委託</p> <p>2 入場整理券 様式：宛名用の用紙と一人一枚の整理券を世帯ごとに1通の封書で送付 投票受付の機械化によるバーコードの印刷及び投票所の案内図を印刷 発送：郵便局持込みで、告示日に発送</p> <p>3 選挙の投票及び開票速報 (1) テレホンサービス 投票 不在者投票の案内：告示日午前8時30分～投票日前日午後8時まで 投票速報：午前9時から2時間おきに速報内容を更新し、情報提供を行う。 開票 内容及び時間：県の速報内容及び時間に合わせる。 発表方法：市議選、県議選は区単位 衆議院小選挙区は選挙区単位 その他は市全体で発表</p> <p>(2) インターネットサービス 投票 内容及び時間：不在者投票の案内を告示日午前8時30分～投票日前日まで 投票速報：午前9時から2時間おきに速報内容を更新し、情報提供を行う。 開票 内容及び時間：県の速報内容及び時間に合わせる。 発表方法：全選挙につき区単位で発表</p>	<p>1 選挙公報 作成部数：45,000部(予備、保管分含む。) 配布日：投票日の3日前の木曜日に配布 配布方法：3日前の朝刊に折り込む。</p> <p>2 入場整理券 様式：4人連記のはがき方式、ポストエクス仕様で送付 裏面に投票所、投票時間の案内を印刷 発送：郵便局持込みで、告示日の5日前から発送</p> <p>3 選挙の投票及び開票速報 (1) テレホンサービス 投票 サービスなし 開票 内容及び時間：県の速報内容及び時間に合わせる。</p> <p>(2) インターネットサービス 投票 内容及び時間：不在者投票の案内を告示日午前8時30分～投票日前日まで 投票速報：午前9時から2時間おきに速報内容を更新し、情報提供を行う。 開票 内容及び時間：県の速報内容及び時間に合わせる。 いずれも市長選・市議選のみ情報提供</p>